

議案第65号

一関市個人情報保護条例及び一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市個人情報保護条例及び一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月17日提出

一関市長 勝 部 修

一関市個人情報保護条例及び一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(一関市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 一関市個人情報保護条例(平成18年一関市条例第76号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣</u> 及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年一関市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び番号法<u>第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 番号法<u>第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び番号法<u>第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 番号法<u>第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第66号

一関市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

一関市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月17日提出

一関市長 勝 部 修

一関市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 一関市の条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)並びに地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定による県の条例により一関市が処理することとされた事務について規定する県の条例及び規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長(公営企業管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防本部(消防署を含む。)、議会若しくは病院事業管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

イ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をい

う。

- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方法による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われ

た処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第7条 市長は、毎年度1回、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（一関市行政手続条例の一部改正）

2 一関市行政手続条例（平成17年一関市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(理由の提示)</p> <p>第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類_____から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの</p> <p>(2) 既に文書(前項の書面を含む。)_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p>	<p>(理由の提示)</p> <p>第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類<u>その他の申請の内容</u>から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの</p> <p>(2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は<u>電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

議案第67号

一関市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について

一関市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月17日提出

一関市長 勝 部 修

一関市土地開発基金条例の一部を改正する条例

一関市土地開発基金条例（平成17年一関市条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、10億5,000万円とする。</p> <p>2 市長は、必要があるときは、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に追加して積立てを_____</p> <p>_____することができる。</p> <p>3 前項の規定により積立て_____が行われたときは、基金の額は、当該積立額相当額__増加_____するものとする。</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、10億5,000万円とする。</p> <p>2 市長は、必要があるときは、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に追加して積立てをし、又は<u>基金の額が前項に定める額を下回らない範囲内においてその一部を処分</u>することができる。</p> <p>3 前項の規定により積立て<u>又は処分</u>が行われたときは、基金の額は、当該積立額相当額が<u>増加し、又は当該処分額相当額が減少</u>するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第68号

一 関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月17日提出

一関市長 勝 部 修

一関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

一関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成29年一関市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域自立促進特別措置法</u>（平成12年法律第15号。以下「法」という。）<u>第31条</u>の規定に基づく固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、法第2条第1項に規定する過疎地域である市の区域（<u>法第33条第1項の規定に基づいて新たに過疎地域に該当することとなった区域を除く。</u>）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u>（令和3年法律第19号。以下「法」という。）<u>第24条</u>の規定に基づく固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、法第2条第1項に規定する過疎地域である市の区域（<u>令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては、同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。</u>）のうち法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であつて市が定めるもの（以下「<u>持続的発展計画</u>」という。）に記</p>

\_\_\_\_\_において、  
 \_\_\_\_\_ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄の規定の適用を受ける製造の事業 \_\_\_\_\_、農林水産物等販売業（法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。 \_\_\_\_\_）又は旅館業（下宿営業を除く。 \_\_\_\_\_）を行う者が、法第2条第2項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示日」という。）から令和3年3月31日までの間に、当該事業の用に供する設備で租税特別措置法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超える \_\_\_\_\_ もの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設 \_\_\_\_\_ した場合は、特別償却設備を設置した者について、 \_\_\_\_\_ 特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除する。

載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、  
 持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄 \_\_\_\_\_ 又は第45条第2項の表の第1号の中欄 \_\_\_\_\_ の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定するもの \_\_\_\_\_ をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。 \_\_\_\_\_）を行う者が、法第2条第2項の規定による \_\_\_\_\_ 公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、当該事業の用に供する設備で租税特別措置法第12条第3項の表の第1号の下欄 \_\_\_\_\_ 又は第45条第2項の表の第1号の下欄 \_\_\_\_\_ の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした場合は、特別償却設備を設置した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除する。

- (1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）
- (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和3年3月31日以前に改正前の一関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第2条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者については、改正前の条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第 69 号

一関市過疎地域自立促進基金条例を廃止する条例の制定について

一関市過疎地域自立促進基金条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 17 日提出

一関市長 勝 部 修

一関市過疎地域自立促進基金条例を廃止する条例

一関市過疎地域自立促進基金条例（平成 22 年一関市条例第 28 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。